

議案第 6 6 号

明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市市税条例の一部を改正する条例
 明石市市税条例（昭和 2 5 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
（所得割の課税標準） 第26条 （略） 2 （略） 3 法第23条第 1 項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第27条の 9</u>において「特定配当等」という。）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 （略） 第27条～第27条の 6 （略） （寄附金税額控除） 第27条の 7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の 7 第11項（<u>法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 3 （略） 第27条の 8～第29条 （略） （市民税の申告等） 第29条の 2 第16条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月15日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は法第317条の 2 第 1 項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（	（所得割の課税標準） 第26条 （略） 2 （略） 3 法第23条第 1 項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第27条の 9</u>において「特定配当等」という。） _____ _____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 （略） 第27条～第27条の 6 （略） （寄附金税額控除） 第27条の 7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の 7 第11項（<u>法附則第 5 条の 6 第 2 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 3 （略） 第27条の 8～第29条 （略） （市民税の申告等） 第29条の 2 第16条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月15日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は法第317条の 2 第 1 項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号並びに第29条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第29条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第29条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同

項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)～(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第35条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第29条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をい

項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)～(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第35条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の

う。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額

支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書

(新 設)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書

が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第29条の4～第32条の4 （略）

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第32条の5 第32条の3の特別徴収義務者は月割額を徴収した月の翌月10日までに徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定める様式による納入書により納入しなければならない。

2～3 （略）

第32条の5の2～第40条の3 （略）

（固定資産税の免税点）

第41条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円（削る）、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては固定資産税を課さない。

第41条の2～第145条 （略）

附 則

第1条～第3条の3 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第4条 所得割の納税義務者が法附則第4条の5第1項前段に規定する特定一般用医薬品等購入費を支払った場合における所得控除の扱いについては、法附則第4条の5第3項及び第4項の規定による。

第5条～第5条の2 （略）

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第4

が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第29条の4～第32条の4 （略）

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第32条の5 第32条の3の特別徴収義務者は月割額を徴収した月の翌月10日までに徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。

2～3 （略）

第32条の5の2～第40条の3 （略）

（固定資産税の免税点）

第41条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては固定資産税を課さない。

第41条の2～第145条 （略）

附 則

第1条～第3条の3 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第4条 所得割の納税義務者が法附則第4条の4第1項前段に規定する特定一般用医薬品等購入費を支払った場合における所得控除の扱いについては、法附則第4条の4第3項及び第4項の規定による。

第5条～第5条の2 （略）

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年

1条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項から第7項までに規定するところにより控除すべき額を当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第27条の7の規定を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条の3第1項、附則第13条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第5条の5～第6条 (略)

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第7条 (略)

2 法附則第7条の2第4項の規定による申告特例控除額の控除については、同項から同条第6項まで並びに法附則第7条の3第3項及び第4項の規定に定めるところによる。

第7条の2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の3 (略)

が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項から第7項までに規定するところにより控除すべき額を当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第27条の7の規定を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条の3第1項、附則第13条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項_____又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第5条の5～第6条 (略)

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第7条 (略)

2 法附則第7条の2第4項の規定による申告特例控除額の控除については、同項から同条第6項まで及び法附則第7条の3第2項の規定に定めるところによる。

第7条の2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の3 (略)

- 2 (略)
- 3 法附則第15条第13項に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。
- 4 法附則第15条第20項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第21項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第21項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第21項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第22項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第22項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は5分の3とする。
- 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める

- 2 (略)
- 3 法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。
- 4 法附則第15条第21項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第22項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第22項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は7分の6とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める

割合は3分の2とする。

- 17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

(削る)

(削る)

(削る)

- 18 法附則第15条第27項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

- 19 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

- 20 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

- 21 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 22 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

- 23 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

- 24 (略)

- 25 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の4 (略)

2～6 (略)

- 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

割合は4分の3とする。

- 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

- 18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 21 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

- 22 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

- 23 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

- 24 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 25 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

- 26 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

- 27 (略)

- 28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の4 (略)

2～6 (略)

- 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

- 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及

(1)～(3) (略)

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

- 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及

び令附則第12条第32項に規定する補助金等
(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等
(6) (略)

13～14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(削る)

び令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6) (略)

13～14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この項において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の

第7条の4の2～第15条の2 (略)
(読替規定)

第16条 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第16条の2～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

第7条の4の2～第15条の2 (略)
(読替規定)

第16条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第16条の2～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 法附則第34条の2第5項に規定する条件を満たす場合における前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第34条の2第5項、第7項及び第8項の規定により算出した額とする。

2 前項の規定は、法附則第34条の2第6項に規定する条件を満たす場合における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

第17条の3～第19条の2 （略）

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する

第17条の2 法附則第34条の2第4項に規定する条件を満たす場合における前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第34条の2第4項及び第6項の規定により算出した額とする。

2 前項の規定は、法附則第34条の2第5項に規定する条件を満たす場合における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

第17条の3～第19条の2 （略）

（新 設）

特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

以 下 略

以 下 略

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削 る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2、第29条の3の3及び第32条の5第1項の改正並びに附則第5条の3第1項の改正（「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項の規定 令和9年1月1日
- （2） 第41条の改正及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- （3） 第27条の7第2項の改正並びに附則第5条の4の改正（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条第2項及び附則第17条の2の改正並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日
- （4） 附則第5条の4の改正（前号に掲げる改正を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正並びに次条第2項及び第4項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の明石市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等（所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）について提出する新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の明石市市税条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第4号に掲げる規定による改正後の明石市市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第4項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第34条の2第5項の土地等の譲渡について適用する。

4 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税について

は、なお従前の例による。

2 新条例第41条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法（次項及び次条において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

本案は、固定資産税の免税点の見直しを行うほか、令和8年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴う所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものである。